

# 生成A I 等活用実証事業費補助金交付要綱

## 第1 趣旨

公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という。）は、生成A I 等の最新技術を次世代自動車をはじめとした自動車産業に応用するため、生成A I 等の活用実証を行う県内中小企業に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この要綱において「自動車産業」とは、日本標準産業分類の中分類「31 輸送用機械器具製造業」に該当する分野及び、これに関連する分野をいう。
- (2) この要綱において「生成A I」とは、文章や画像、プログラム等を生成できるA IモデルにもとづくA Iをいう。また、「A Iシステム」とは、生成A I等を活用して様々なレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム（機械、ロボット、クラウドシステム等）をいう。
- (3) この要綱において「企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定するものをいい、「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業をいう。
- (4) この要綱において「A Iテック企業」とは、生成A I・A Iシステムの開発や技術コンサル等の事業を展開している企業をいう。

## 第3 反社会的勢力の排除

- (1) 申請者は、申請日時時点で、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。
  - ア 暴力団員等が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
  - イ 暴力団員等が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用したと認められること。
  - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - オ 暴力団員等と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 申請者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないと確約しなければならない。
  - ア 暴力的な要求行為
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて産業財団の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - オ その他前各号に準ずる行為

#### 第4 補助対象者

この要綱における補助対象者は、県内に当該交付申請事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業とする。但し、発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業は「みなし大企業」とし、対象に含まない。なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。

- ア 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

#### 第5 補助率及び補助限度額

第7に掲げる経費の3分の2以内とし、3,500千円を限度とする。  
なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 第6 事業期間

1年以内（交付決定日から別に定める日まで）とする。

#### 第7 補助対象経費

##### (1) システム開発等委託費

当該交付申請事業遂行に必要なAIシステムの調査・分析、開発、設計等をAIテック企業等へ委託する際に支払われる経費

##### (2) システム購入費

AIシステムの購入、導入、据付に要する経費(3)原材料費  
直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費

##### (4) 外注加工費

当該交付申請事業遂行に必要な部品等の製造・加工、製図等、又はAIシステムの分析、開発、設計等を下請け発注する際に支払われる経費

##### (5) 技術コンサルタント料

生成AI等の専門的な知識等を有した者に依頼し、当該交付申請事業遂行に必要な事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費

##### (6) 通信運搬費

当該交付申請事業遂行に必要な郵便代、運送代

##### (7) 消耗品費

当該交付申請事業遂行に必要な事業執行のためだけの用途が特定できる消耗品費

#### 第8 交付の申請

##### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
- エ その他参考となる書類

##### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第9 交付の決定

公益財団法人 静岡県産業振興財団 理事長は（以下、「理事長」という。）は、第8の申請があったときは、その内容を審査により、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定するものとする。

## 第10 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1)次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 交付申請事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 交付申請事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 交付申請事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2)交付申請事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付申請事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3)交付申請事業により取得し、又は効果の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4)理事長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を産業財団に納付させることがあること。
- (5)交付申請事業により取得し、又は効果の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6)交付申請事業の決定、確定等に当たり、補助事業者名、住所、テーマ名を公表すると了承すること。
- (7)交付申請事業に係る開発の内容の発表に関しては、理事長が指示した場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行うものとする。
- (8)交付申請事業の成果あるいは、県公設試験研究機関等との共同研究の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならないこと。
- (9)交付申請事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書（様式第11号の1、様式第11号の2）により理事長に報告しなければならないこと。
- (10)前条の報告書により、交付申請事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと理事長が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を産業財団に納付しなければならないこと。
- (11)補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (12)補助金の対象期間内において、類似の内容で他の補助制度による同様の補助を受ける場合、本補助金は受けられないこと。
- (13)次に掲げる事項の一に該当する場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、産業財団に返還しなければならないこと。

- ア 補助事業の中止、廃止及び縮小した場合
- イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ウ 補助金を交付申請書に記載の目的用途以外に使用した場合
- エ 虚偽の申請及び報告を行った場合
- オ 確定のための検査を受けることができない場合
- カ 事業期間の途中で補助対象者に該当しないこととなった場合
- キ (1)～(12)の各項の条件に反する場合

#### 第11 軽微な変更

第10の(1)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

##### (1)経費の配分の変更

支出科目ごとの経費の額の20%以内の変更

##### (2)事業内容の変更

交付申請事業の実施過程で生じた事情の変化による採るべき方法又は手段の部分的な変更

#### 第12 変更の承認申請

##### (1)提出書類 各1部

ア 事業計画変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事項を具体的に説明する図面及び書類

##### (2)提出期限

変更事項が発生した日から起算して15日以内

#### 第13 補助事業の遂行状況報告

理事長は、交付申請事業の円滑及び適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付申請事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

#### 第14 実績報告

##### (1)提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第8号）

イ 事業実績書（様式第9号）

ウ 取得財産管理台帳（様式第10号）

エ その他参考となる書類

##### (2)提出期限

事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業期間終了日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日まで

#### 第15 補助金の額の確定

理事長は、第14の報告を受けたときは、その内容の審査及び現地検査により、交付申請事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

## 第16 支払い

補助金の支払いは、第15の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に、これを行うものとする。ただし、補助金交付の目的を達成するため特に必要があるときは、概算払いを行うことができるものとする。

## 第17 請求の手続

### (1) 提出書類 各1部

請求書（様式第5号）

### (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内

## 第18 概算払い

理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者の請求により、補助金額の3分の2又は産業財団の指定する期日における支出済額の3分の2のいずれか少ない金額を限度として概算払いをすることができる。

補助事業者は、概算払いにより補助金を請求するときは、第19(1)に規定する書類を理事長に提出しなければならない。

## 第19 概算払いの請求手続

### (1) 提出書類 各1部

概算払請求書（様式第6号）

資金状況調（様式第7号）

### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第20 立入検査等

理事長は、交付申請事業の適正を期すため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は産業財団職員に補助事業者の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 交付申請書

年 月 日

公益財団法人 静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名称  
代表者  
連絡担当者職氏名  
T E L  
F A X  
e-mail

年度において生成A I等活用実証事業費補助事業を実施したいので、生成A I等活用実証事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 テーマ名 \_\_\_\_\_

2 交付申請事業予定経費(全体) 円

3 交付申請額 円

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 概算払承認申請額 円

【理由】 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(注) 申請する事業、項目に応じて修正すること。

## 事業計画書

1 テーマ名 \_\_\_\_\_

2 申請者の概要

企業名（代表）		資本金	千円
代表者名		従業員数	人
		役員数	人
設立年月日	年 月 日	業種	
所在地	〒	主要製品	
		電話番号	
連絡責任者	所属	携帯電話番号	
	氏名	e-mail	
\	年 月 (直近期)	年 月 (前期)	年 月 (前々期)
売上高	千円	千円	千円
営業損益	千円	千円	千円
経常損益	千円	千円	千円

2 AIテック企業の概要

企業名（代表）		資本金	千円
会社 URL			
代表者名		従業員数	人
		役員数	人
所在地	〒	主要製品	
		電話番号	
連絡責任者	所属	携帯電話番号	
	氏名	e-mail	

### 3 事業概要

#### (1) 事業目的(背景や動機)

#### (2) 活用するA Iシステムの概要

#### (3) 申請時における進捗状況と問題点

(活用するA Iシステムを機能させるために必要な課題)



4 収支予算書

(1) 収支予算表

(収入) (単位：円)		(支出) (単位：円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
産業財団補助金		システム開発等委託費	
自己資金		システム購入費	
借入金		原材料費	
その他		外注加工費	
合 計		技術コンサルタント料	
		通信運搬費	
		消耗品費	
		合 計	

(2) 科目別支出予算内訳

①システム開発等委託費

項目	目的・詳細	金額(円)	委託先名
計			

②システム購入費

項目	目的・詳細	金額(円)	目的
計			

③原材料費

項目	単価・数量等金額根拠	金額(円)	使用目的
計			

④外注加工費

項目	目的・詳細	金額(円)	外注先名
計			

⑤技術コンサルタント料

項目	単価・回数等金額根拠	金額(円)	依頼先
計			

⑥通信運搬費

項目	目的・詳細	金額(円)	目的
計			

⑦消耗品費

項目		金額(円)	目的
計			

5 その他

(1) 主任担当者

氏 名	役所属	担当分野
(TEL)		

(2) 主任以外の担当者

氏 名	役所属	担当分野
(TEL)		

(3) 経理担当者

氏 名	役所属
(TEL)	

(4) 実施場所

実施場所	社外の場合はその理由

(5) 特許・実用新案の状況（今回の申請テーマに関連するものに限る。）

名 称	特許権の有無	発 明 、 考 案 者 名

(6) その他の特記事項 (ISO9000、ISO14000 シリーズ認定取得状況等)

--

## 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

公益財団法人 静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴産業財団への申込みが拒絶され、又は、申込みに基づく決定が取り消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 貴産業財団との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
  - エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
  - オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴財団の信用を棄損し、又は貴産業財団の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

年 月 日

所在地

社名及び代表者名

## 事業計画変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人 静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者

実印

年 月 日付け静産財第 号により補助金交付の決定を受けた生成A I等活用実証事業費補助事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 テーマ名 \_\_\_\_\_

2 計画の変更事項

3 計画の変更内容

4 計画の変更理由

(注) 変更事項は、事業実施計画書のどの部分をどのように変更するか簡潔に、かつ新旧を対照させて記載すること。

(参考様式：様式第4号添付)

I 変更内容

当初計画	変更後計画	変更理由

II 変更経費

(単位：円)

科目	品名・項目	当初計画		変更計画	
		数量	金額	数量	金額

○総括収支予算対比

(収入)

(単位：円)

科目	金額
産業財団補助金	
自己資金	
借入金	
その他	
合計	

(支出)

(単位：円) (単位：%)

科目	金額
システム開発等委託費	
システム購入費	
原材料費	
外注加工費	
技術コンサルタント料	
通信運搬費	
消耗品費	
合計	

(注) 変更比率は変更後金額と変更前金額の差を変更前金額で除して算出すること。

# 請 求 書

金 円也

但し、年 月 日付け静産財第 号により補助金交付確定を受けた生成A I等活用  
実証事業費補助事業として、上記のとおり請求します。

年 月 日

公益財団法人 静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者

口座振込先金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
ふりがな  
口座名義

# 概算払請求書

金 円也

但し、年 月 日付け静産財第 号により補助金交付決定を受けた生成A I 等活用実証事業費補助事業として、上記のとおり請求します。

年 月 日

公益財団法人 静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者

口座振込先金融機関名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
ふりがな  
口座名義

## 資 金 状 況 調

申請者名 \_\_\_\_\_

（単位：千円）

区分 月別	収 入				支 出					差 引 残高計 (累計)	
				計					計		
4月											
5月											
6月											
7月											
8月											
9月											
10月											
11月											
12月											
1月											
2月											
計											

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

## 実 績 報 告 書

年 月 日

公益財団法人 静岡県産業振興財団  
理事長 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者

年 月 日付け静岡財第 号により補助金交付の決定を受けた生成 A I 等活用実証事業費補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 テーマ名 \_\_\_\_\_

2 提出書類

事業実績書 (様式第 9 号)

取得財産管理台帳 (様式第 10 号)

3 事業完了年月日 年 月 日

## 事業実績書

1 テーマ名 \_\_\_\_\_

2 目的と要旨

3 AIシステム活用による具体的な成果

【技術面】

【コスト面】

【その他】

4 残された問題点等

5 今後の見通し (具体的なスケジュール)

7 決算収支明細表

(1) 総括収支決算表

(収入) (単位：円)		(支出) (単位：円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
産業財団補助金		システム開発等委託費	
自己資金		システム購入費	
借入金		原材料費	
その他		外注加工費	
合 計		技術コンサルタント料	
		通信運搬費	
		消耗品費	
		合 計	

(2) 科目別支出決算内訳

①システム開発等委託費

項目	目的・詳細	金額(円)	委託先名
計			

②システム購入費

項目	目的・詳細	金額(円)	目的
計			

③原材料費

項目	単価・数量等金額根拠	金額(円)	使用目的
計			

④外注加工費

項目	目的・詳細	金額(円)	外注先名
計			

⑤技術コンサルタント料

項目	単価・回数等金額根拠	金額(円)	依頼先

計			

⑥通信運搬費

項目	目的・詳細	金額(円)	目的
計			

⑦消耗品費

項目		金額(円)	目的
計			

## 取 得 財 産 管 理 台 帳

所在地  
名 称  
代表者

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管 場所	法定 耐用 年数	備考

※交付申請事業により取得し、又は効果の増加した財産のうち、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具については、すべて記入すること。